

平成 26 年定期監査結果報告書
(平成 25 年度対象)

神奈川県監査委員

本報告書は平成 26 年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 11 項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員古沢時衛及び監査委員岩本一夫を、監査事務局については監査委員真島審一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて 1 年分を取りまとめたものであり、同法第 199 条第 9 項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第 10 項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成 26 年 10 月 9 日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	長	峯	徳	積
同	古	沢	時	衛
同	岩	本	一	夫

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の実施	1
1	監査実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の実施箇所数	1
第 3	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
2	不適切事項	2
(1)	項目別件数内訳	3
(2)	局等別件数内訳	3
(3)	特記すべき不適切事項の有無	4
3	要改善事項	8
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	8
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	9
4	箇所別の監査結果	14
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	14
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	41
別記	組織及び運営の合理化に資するための意見	47

第1 監査の対象

平成26年定期監査の対象は全ての県機関586箇所（平成25年度末の廃止により監査箇所でなくなった11箇所を含む。）で、その内訳は本庁機関214箇所、出先機関372箇所である。

第2 監査の実施

1 監査実施方針

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、監査の実施に当たっては、財務執行の合規性や正確性の観点に加え、ストック（資産）や人件費なども含めてコストを意識した事業執行がなされるよう、費用に対する事業の成果や効果などについても3E監査（経済性・効率性・有効性）の視点から所属横断的に検証し、積極的な意見・提案を行い、地方自治法第199条第10項に基づく「組織及び運営の合理化に資する意見」として提出する。

2 監査実施期間

平成25年12月から平成26年9月まで

（内訳）出先機関：平成25年12月から平成26年8月まで

本庁機関：平成26年7月から同年9月まで

3 監査の範囲

平成25年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

4 監査の実施箇所数

監査を実施した586箇所の監査実施区分別の内訳は、甲監査302箇所、乙監査284箇所（うち書面調査168箇所）である。

監査区分	監査（甲）	監査（乙）	うち書面	計
本庁機関	箇所 205	箇所 9	箇所 0	箇所 214
出先機関	97	275	(168)	372
重点所属	24	0	0	24
大規模所属	18	7	0	25
中規模所属	33	40	0	73
小規模所属	2	11	(1)	13
業務定型的所属	20	217	(167)	237
計	302	284	(168)	586

（注）1 甲監査は監査委員による実地調査、乙監査は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属の一部）を実施。

2 原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに甲監査を実施。

なお、出先機関 372 箇所のうち 165 箇所及び当該出先機関の監査で認められた本庁機関（1 機関）の不適切な事務指導に対する指摘（要改善事項）については、監査の結果に関する報告を別途平成 26 年 3 月 25 日及び同年 7 月 8 日に議会及び知事等に提出し、同年 4 月 28 日及び同年 7 月 22 日付けで公表（公報登載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、不適切事項 134 件（うち既報告 48 件）及び要改善事項 16 件（うち既報告 3 件）が認められた。本庁機関及び出先機関の内訳は次表のとおりである。

区 分	26年監査			25年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	件 36	件 98	件 134	件 28	件 65	件 93	件 8	件 33	件 41
要改善事項	10	6	16	6	0	6	4	6	10
計	46	104	150	34	65	99	12	39	51

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

法令に違反すると認められる事案

予算目的に反していると認められる事案

不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

事務処理等が適切を欠くと認められる事案

前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

不適切事項は 134 件となり、平成 25 年監査に比べ 44.1%増加し、平成 22 年監査の 296 件から昨年まで年々逡減し、改善傾向にあった件数が増加に転じている。

不適切事項を項目別にみると、補助金及びその他を除いた全ての項目で増加しており、収入及び契約の増が顕著である。これは、事務手続の遅れや未処理によるものが 70 件と多く発生していることによるものであり、特に出先機関において事務手続の遅れの事案が 20 件、未処理の事案が 28 件発生しており、担当者の事務量の増加などにより、会計事務の優先度が低下していることが懸念される。

事務処理の遅れや未処理の内容は、契約の締結が遅れたもの、支払が遅延していたため遅延利息を支払っていたもの、備品台帳等の記録が行われていなかったもの、公務出張の入力を怠ったため旅費が支給されていなかったものなどであり、このほかにも、会計年度や予算科目を誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたもの、県有財産の目的外使用許可に当たり使用料を誤って許可していたものなど事務処理の誤りが引き続き発生している。いずれの事案も関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、併せて各所属における確認不足や進行管理の不備など、内部統制が十分発揮されていないことなどに起因するものと考えられる。

こうした誤りに対しては、これまでも監査を通じて各所属に是正や改善を求めてきたところではあるが、毎年同様の不適切事項が繰り返し発生していることは、県政及び県職員に寄せる県民の信頼を保つ上で大きな課題となっている。

今後とも、関係各機関においては、内部統制が十分に発揮されるよう努めるとともに、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令及び財務関係諸規定に係る理解の向上を図るなど、適正な財務関係事務の確保のために、引き続き努力する必要がある。

(1) 項目別件数内訳

(監査対象箇所数 26年：586箇所、25年：589箇所)

項目	26年監査		25年監査		比較増減	対前年比率
	件	構成率 %	件	構成率 %		
予算の執行	7	5.2	6	6.5	1	116.7
収入	27	20.2	11	11.8	16	245.5
支出	14	10.5	9	9.7	5	155.6
契約	39	29.1	21	22.6	18	185.7
税務	1	0.7	0	0.0	1	皆増
補助金	0	0.0	4	4.3	4	皆減
財産	20	14.9	19	20.4	1	105.3
庶務	23	17.2	19	20.4	4	121.1
その他	3	2.2	4	4.3	1	75.0
計	134	100.0	93	100.0	41	144.1

(2) 局等別件数内訳

局等	対象箇所数		不適切事項あり			
			箇所数		件数	
政策局	20	(7)	3	(2)	5	(4)
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	1	(-)	0	(-)	0	(-)
総務局	34	(20)	6	(2)	7	(2)
安全防災局	9	(3)	4	(1)	6	(2)
県民局	24	(13)	10	(5)	15	(8)
環境農政局	32	(18)	7	(6)	8	(7)
保健福祉局	43	(23)	18	(9)	24	(13)
産業労働局	26	(13)	2	(2)	2	(2)
県土整備局	38	(15)	8	(7)	13	(12)
会計局	3	(-)	1	(-)	1	(-)
企業庁	29	(18)	9	(8)	13	(12)
議会局	4	(-)	0	(-)	0	(-)
教育委員会	204	(188)	30	(28)	37	(35)
各局委員会	9	(-)	1	(-)	1	(-)
公安委員会	110	(54)	2	(1)	2	(1)
計	586	(372)	101	(71)	134	(98)

(注) 1 ()は出先機関で内数

2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には保健福祉大学を含めている。

(3) 特記すべき不適切事項の有無

不適切事項 134 件のうち特記すべきものが 25 件（うち 6 件は同一事案を 2 箇所に対して指摘したもの）あり、その内容は次のとおりである。

ア 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 1 万円以上のもの

(ア) 収入

教育財産（津久井馬術場及び宮ヶ瀬湖カヌー場）の目的外使用許可に当たり、許可された者が光熱水費等の負担をすることを許可条件としたにもかかわらず、光熱水費等の立替収入の徴収を失念したため、7 件、323,695 円が徴収不足となっていた。（教育委員会教育局財務課、スポーツ課 P.33）

(イ) 支出

a 本庁舎等警備委託ほか 14 件の支払に当たり、相手方から支払請求（9,445,677 円）を受けていたにもかかわらず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期間（相手方が支払請求をした日から 30 日以内（約定のある場合）又は 15 日以内（約定のない場合））に支払を行わなかったため、そのうち 10 件について遅延利息 17,700 円を支払っていた。（総務局庁舎課 P.16）

b こころといのちを守る訪問支援（アウトリーチ）事業業務委託料の支払に当たり、受託事業者の事業実績報告書等における事業経費の積算に誤りがあったにもかかわらず、確認が不十分であったため、事業経費のうち事務所家賃及び駐車場賃料各 1 箇月分相当額、計 242,550 円を過大に支払っていた。（保健福祉局保健予防課 P.24）

(ウ) 契約

a 公用車として通年にわたり使用する車両の賃貸借契約の切替に当たり、新旧の契約で空白期間が生じないように準備すべきところ、入札手続等が遅れ、新たな賃貸借契約の開始までの 2 箇月間をレンタカーで対応していたため、賃貸借契約に基づく賃借料（月額 58,800 円）と比べて割高なレンタカーの賃借料（月額 108,675 円）を支払っており、合計で 99,750 円不経済な執行となっていた。（保健福祉大学 P.26）

b 配水池等構内整備（草刈）業務委託（契約金額 6,195,000 円）に係る契約変更に当たり、受注者から草の処分量が当初の設計より減になった旨の報告を受けていたにもかかわらず、これを設計額の算定に反映しなかったため、変更契約額が 148,050 円過大となっていた。〔既報告〕（企業庁平塚水道営業所 P.31）

(I) 財産

a 普通財産（土地）の貸付けに当たり、貸付先の市において、平成 24 年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、使用目的の公共下水道施設等が「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」に定める減額適用の対象外となったにもかかわらず、誤って貸付料を減額する算定

を行って貸付けたため、貸付料 1 件、169,615 円が徴収不足となっていた。
(総務局財産経営課 P.16)

b 行政財産(建物)の目的外使用許可に当たり、自動販売機の設置については、減免措置の対象外であるにもかかわらず、誤って使用料を減免する算定を行って許可したため、使用料 1 件、38,123 円が徴収不足となっていた。(県民局青少年センター P.20)

c 行政財産(土地)の目的外使用許可に当たり、許可先の市において、平成 24 年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、使用目的の公共下水道施設等が「行政財産の目的外使用許可取扱要領」に定める減免措置の対象外となったにもかかわらず、誤って使用料を減免する算定を行って許可したため、使用料 3 件、1,210,935 円が徴収不足となっていた。

また、送電線の線下敷については、総務部長通知により使用料を 3 割減額して算定すべきところ、誤って使用料を減額しない算定を行って許可したため、使用料 3 件、336,105 円が過大徴収となっていた。[既報告]
(県土整備局藤沢土木事務所 P.28)

(オ) 庶務

通勤手当の認定に当たり、交通用具(自転車)の使用距離を誤ったため、平成 24 年 2 月から 25 箇月にわたり、1 箇月当たり 2,400 円(計 60,000 円)を過大に支給していた。[既報告](公安委員会藤沢警察署 P.41)

(カ) その他

非常勤職員報酬加給分から源泉徴収し、歳計外現金として管理する所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定期限を 3 箇月遅延して納付したため、不納付加算税及び延滞税の賦課決定を受けて納付したものが 1 件、17,000 円あった。(環境農政局農業技術センター P.21)

イ 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの
財産

教育財産の目的外使用許可に当たり、送電線の線下敷については、教育長通知により使用料を 3 割減額して算定すべきところ、誤って使用料を減額しない算定を行って許可したため、使用料 3 件、2,051,393 円が過大徴収となっていた。(教育委員会大船高等学校 P.37)

ウ 上記ア又はイに該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)

(ア) 予算の執行

シルバーハウジング緊急システム等に係る分担金の収入に当たり、予算科目を負担交付収入とすべきところ、誤って雑入として収入しているものが 9 件、4,270,688 円あった。(県土整備局住宅営繕事務所 P.29)

(イ) 収入

a 県有財産(土地)の売却に当たり、売買契約に係る契約保証金として受

け入れた歳計外現金1件、5,690,000円について、所有権移転登記完了後速やかに売買代金として収入調定すべきところ、3箇月以上遅れていた。
(総務局総務室 P.15)

- b 過年度に占用許可及び使用許可を行った財産に係る平成25年度分の砂防設備使用料等について、平成25年度の年度開始後速やかに調定を行い、相手方に請求すべきところ、調定が3箇月以上遅れているものが2件、5,011,983円あった。[既報告](県土整備局県西土木事務所小田原土木センター P.29)

(ウ) 支出

- a 家庭養育支援事業委託料の支払に当たり、契約書に定められた代金の支払時期(6月28日)に支払うべきところ、8月15日に支払っているものが2件、1,841,000円あった。また、会計局長通知において、契約期間の開始日が4月1日である契約については、契約書作成日の特例として実際に契約書の記名押印を完了した4月1日以降の日を契約締結日とし契約の効力の遡及を認めているが、遅くとも4月中には契約書の締結を完了させることとされているにもかかわらず、平成25年5月9日に契約を締結しているものが1件あった。(県民局総務室 P.18、子ども家庭課 P.19)
- b 保存袋等購入代ほか12件(1,329,298円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限(相手方が支払請求をした日から15日以内)内に支払うべきところ、支払期限を11日から112日経過していた。その結果、遅延利息4,700円を支払っていた。(教育委員会湘南台高等学校 P.37)

エ 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの 財産

- (ア) 子育てを応援するしくみづくり推進事業に係る広報等業務委託で製作したかながわ子育て応援パスポートイメージキャラクターの着ぐるみ1点(帳簿価額1,050,000円)について、備品(帳簿価額5万円以上)に該当するにもかかわらず、備品台帳に記録し管理していなかった。(県民局次世代育成課 P.19)
- (イ) 広域医療搬送拠点整備で購入したベッド10点(帳簿価額(単価)51,030円)、ストレッチャー10点(帳簿価額(単価)54,600円)の計20点、帳簿価額1,056,300円分の物品について、備品(帳簿価額5万円以上)に該当するにもかかわらず、備品台帳に記録し管理していなかった。また、同じく購入した重要物品に相当するコンテナ2点(帳簿価額(単価)2,703,750円)について、その数量及び帳簿価額を誤って1点、5,407,500円として備品台帳に記録していた。(保健福祉局健康危機管理課 P.23)

オ 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

(ア) 予算の執行

寒川浄水場他庁舎清掃業務委託ほか1件(契約金額20,370,000円)の契約に当たり、契約先及び契約金額を記載した契約書案文について支出負担行為権者の決裁を得ずに契約を締結しているものや公印使用の記録が残されていないものがあり、事務処理が不適切であった。(企業庁寒川浄水場 P.32)

(イ) 契約

a 職員研修業務委託ほか6件(契約総額148,069,861円、うち2件は単価契約で支払総額)の契約に当たり、会計局長通知において、契約期間の開始日が4月1日である契約については、契約書作成日の特例として実際に契約書の記名押印を完了した4月1日以降の日を契約締結日とし契約の効力の遡及を認めているが、遅くとも4月中には契約書の締結を完了させることとされているにもかかわらず、平成25年5月7日から14日までに契約を締結していた。(総務局総務室 P.15)

b 総合リハビリテーションセンター再整備事業(建築確認関係等)業務委託(契約金額26,300,000円)の契約(業務委託協定書)の締結に当たり、会計局長通知において、例外的に遡及条項を設けることを認められた要件(契約期間の開始日が4月1日である契約)に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を平成25年4月15日に遡及した契約を平成25年6月10日に締結していた。(保健福祉局総務室、県立病院課 P.23)

c 神経難病患者等受入病床確保事業委託事業6件(契約総額15,421,420円)の契約に当たり、会計局長通知において、契約期間の開始日が4月1日である契約については、契約書作成日の特例として実際に契約書の記名押印を完了した4月1日以降の日を契約締結日とし契約の効力の遡及を認めているが、遅くとも4月中には契約書の締結を完了させることとされているにもかかわらず、平成25年6月3日から14日までの間に契約を締結していた。(保健福祉局保健予防課 P.24)

カ 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの

該当なし

3 要改善事項

要改善事項は 16 件となり、平成 25 年監査の 6 件から大幅に増加している。これは、本庁機関のみならず出先機関においても、改善を図るべき事案がないか、誤りの原因や制度上の問題についても掘り下げた監査を実施した結果である。

要改善事項 16 件（うち 2 件は同一事案を 2 箇所に対して指摘したもの）を事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

遊休物品となっている粉じん計の有効活用に関する件（教育委員会川崎図書館）

使用可能な物品が遊休したままとなっているものがあつた。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく図書館等の特定建築物における空気環境の測定業務のため、備品として粉じん計 1 台（台帳価格 275,000 円）を保有しているが、当所では平成 16 年度に同測定業務も含め庁舎管理を外部委託したことにより、現時点では使用する必要がなくなっている。

この物品については、分解点検等を行うことにより使用できることが確認されており、このような遊休物品について、本県では要領を定め、遊休物品を登録して所属間で再活用等を促進することとしている。

したがって、当該備品については、分解点検等を行う必要があるという条件付きで遊休物品のリストに登録し、他所属での再利用の可能性を探り、その上で、再利用を希望する所属が無い場合は、今後の取扱いについて、本課と協議するなどして、売却や廃棄の方針を判断する必要がある。

プール及びスプリンクラー用に敷設された水道についての経済的な執行に関する件（教育委員会横浜ひなたやま支援学校）

使用実績がほとんどない水道について、基本料金を支払っているものがあつた。

当校は、旧横浜市立日向山小学校の施設、設備を使用しており、校舎等で使用する一般用の水道管とは別に、プール及びスプリンクラー用として水道管（メーター口径 50mm、以下、「プール用水道」という。）が敷設され、プール用水道料の基本料金を隔月で 22,524 円支払っている。

プール用水道の用途のうち、プールについては、水深が浅く支援学校（高等部単独校）としての利用が困難なことから使用しておらず、また、スプリンクラーについても、校庭には飛散しにくい砂が使われていることもあり使用実績はなかった。そのため、平成 25 年 4 月の開校以来、使用実績は、プール清掃時の 4 m³のみとなっていた。

水道の使用については、一旦中止の電話連絡をすることで基本料金を支払う必要はなくなり、追加的な経費を掛けることなく電話連絡で簡単に再開することができる。

したがって、有効利用の観点から、プール及びスプリンクラーの利用計画について改めて判断を行い、当面の利用予定がないのであれば、一旦使用中止手続を行い、プールの利用計画が明確になった段階で、改めて使用再開の手続を取ることにより、経済的な執行となるよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

県営林道パトロール委託業務に係る委託料の積算方法に関する件（県西地域県政総合センター）

県営林道パトロール委託業務に係る委託料の積算方法について見直しの検討が必要と認められるものがあった。

本件契約は、林道における異常時（降雨、地震、降雪、路面凍結等）において必要なパトロールや通行遮断措置などを外部委託しているものである。この積算方法について見たところ、一定の想定の下に一律の単価を設定しているが、例えば、時間帯別の複数の単価を設定する方法や、単一の単価であっても十分な合理性が確保できる方法など、業務の内容が予定価格により反映されるような積算方法に見直す必要がある。

県有財産の売買契約における契約保証金を売買代金へ充当するための収入調定に関する件（総務局総務室、財産経営課）

県有財産の売却に当たり、歳計外現金として預かった契約保証金を売買代金の一部に充当する際の収入調定について、所有権移転登記の完了まで行っていないものがあった。

県有財産の売払いにおいて、競争入札に付したものは、契約締結に当たって契約保証金を歳計外現金として受け入れている。そして、平成 25 年度には、契約保証金を徴した 15 件のうち、12 件（830,856,800 円）について、契約保証金を売買代金の一部に充当するための収入調定を所有権移転登記後に行っている。

しかしながら、県有財産売買契約書の規定では、第 6 条において、売買物件の所有権移転時期は、購入者が第 4 条第 1 項に定める売買代金（契約保証金を控除した額）を完納したときとされ、さらに、第 4 条第 2 項において、購入者が売買代金の総額から契約保証金を控除した額を完納したときに契約保証金を売買代金に充当できると規定されており、収入調定に当たっては登記の完了を待つ必要はない。契約保証金を売買代金の一部に充当する収入調定を登記後に行っている現状では、登記に予想以上の時間を要するなど不測の事態による収入時期の遅延や、こうした遅延に起因する収入の所属年度誤りなど、経理上の問題につながるおそれがある。

したがって、今後は、契約保証金を売買代金の一部に充当する際には、契約書第 6 条の規定等による所有権移転登記を待たず、売買代金の完納時点で収入調定するよう改善する必要がある。

自動車取得税及び自動車税に係る督促状の発付事務に関する件（総務局徴収対策課）

自動車取得税及び自動車税の督促状の発付に当たり、法で定める期間内に督促状を発することができない要綱を定めていた。

地方税法第 134 条第 1 項の規定では、自動車取得税については納期限後 20 日以内に、また、同法第 165 条第 2 項及び神奈川県税条例第 61 条の 2 の規定では、自動車税については納期限後 50 日以内に、それぞれ督促状を発しなければならないとされている。

しかしながら、平成 15 年 3 月に定められた自動車取得税及び自動車税の証紙

徴収分に係る未納付の取扱いに関する要綱では、未納付状況報告書を自動車税管理事務所駐在事務所（以下「駐在」という。）が月毎にとりまとめ、翌月 10 日までに自動車税管理事務所（以下「本所」という。）に送付し、送付を受けた本所が翌月 5 日までに督促状を発すると定めている。そのため、自動車取得税の場合、未納付状況報告書を駐在が本所に送付した時点で既に督促状を発すべき納期限後 20 日以内の期間を経過する可能性があり、また、自動車税の場合、自動車取得税・自動車税申告書（報告書）提出者の自動車税未納付により県が当該申告書（報告書）を受理しないときには、15 日を経過した日を納期限と定めた納税通知書で納税の告知をすることとしており、この期間も踏まえると、月初に発した納税通知書について、督促状を発すべき納期限後 50 日以内の期間を経過する可能性があることから、いずれも期限内に督促状を発すべき規定（地方税法及び神奈川県税条例）に反することとなる。

したがって、督促状の発付事務について、同要綱を見直す必要がある。

自動車税の口座振替による納付における口座解約による振替不能の取扱いに関する件（総務局徴収対策課）

自動車税の口座振替による納税事務において、口座振替不能理由が口座解約によるものに対しても口座振替の手続を継続していた。

これは、金融機関は振替不能となったものについて、口座振替結果報告書にその理由を記載して自動車税管理事務所に提出することから、自動車税管理事務所は当該報告書に「口座振替等該当口座なし」と記載されている口座については、その後も振替不能になることが把握できるにもかかわらず、平成元年 5 月に定められた口座振替による県税の収納事務取扱要綱では、口座が解約されていた場合でも、納税者が口座振替の解除依頼書を提出するか又は金融機関が口座振替契約（口座解約等）解除通知書を自発的に自動車税管理事務所に通知しなければ口座振替を解除できない定めとなっていることによるものである。振替口座が解約されていても所定の手続がなければ翌年度も口座振替の手続が継続し、その結果、納税者が納付することができない事態（口座解約のため振替不能となった件数、221 件）が生じることは、期限内納付を推奨する県の取組に反することとなる。また、口座振替による納付を取扱金融機関に依頼した場合には、振替不能となった場合でも手数料を支払うこととされているため、経済性、効率性に欠けることにもなる。

したがって、口座が解約されて自動車税の口座振替ができない場合の取扱いについて、同要綱を見直す必要がある。

漁港事務所が発注する工事における占用料の算定方法に関する件（環境農政局水産課）

漁港事務所における収入事務において、事務所が発注する工事の現場事務所占用料について工事価格の積算に計上されているにもかかわらず免除している事例や占有面積に対応する占用料の算定に当たり、日割計算すべきところ月割計算している事例があった。

工事の現場事務所占用料を免除したことについては、平成 22 年 10 月 15 日付け水産課長通知で「県環境農政局が発注する漁港及び漁場関係工事において使用する場合は、免除する。」とされ、条件について明記されていなかったこと

によるものであり、また占用料の算定方法の誤りについては、主たる原因が当該漁港事務所の条例誤解にあるものの、条例の主管課である水産課が月割計算の解釈等の定めを行っていれば、事務所における算定誤りのリスクをより回避できるものである。

したがって、水産課は各漁港事務所が執行する占用料免除の取扱い及び月割計算の解釈等について、統一的取扱いの周知徹底を図るなど改善する必要がある。

市町村等から工事の執行等の業務を受託する際に徴収する受託金に係る事務費の算定方法に関する件（県土整備局県土整備経理課）

県土整備局が市町村等から工事の執行等の業務を受託する際の手続を規定した工事等受託事務取扱要領の定めについて十分でないものがあった。

同要領は、委託者である市町村等から県土整備局が徴収する受託金について、受託業務に直接要する経費及び事務費であること、委託者が市町村である場合の事務費の率は4%であることを定めている。

しかしながら、同要領には、事務費の算定方法として受託金と受託業務に直接要する経費のいずれに対して4%を算定するかが明記されていないため、事務費及び受託金の額について複数の異なる算定結果が生じることとなっている。

同要領の規定上、いずれの算定結果も適正と認められるとしても、工事等受託業務に係る協定及び本県の事務処理に対する委託者の信頼を喪失するおそれがあるため、事務費の算定方法及びその結果に疑義が生じないように同要領を見直す必要がある。

土木事務所における災害応急工事の早期の契約締結のための事務処理手法に関する件（県土整備局県土整備経理課）

土木事務所における災害応急工事の契約に当たり、契約締結日が工事着工日より数箇月後となっている事案が散見された。

当該業務は土木事務所が所管区域の建設業協会と締結している「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」に基づき、災害発生後、速やかに協会に支援要請を行い、協会に加入する建設業者が出動し災害応急工事を実施しているものである。本事案は着工報告もあり現場対応は問題なく行われていたが、事務所担当者は工事が終了し当該業者からの数量確定の報告を受けて積算を行い、その後に見積合せを実施したため、契約締結日が数箇月後となったものである。

しかしながら、現行の協定は、通常の執行手続の例外として緊急の執行手続を限定的に定めたものであり、書面により契約を締結するまでの間、契約当事者間の債権債務は極めて不安定であり、施工中の事故により第三者に損害を及ぼした場合等には責任の所在が不明確になるなどの問題が生じるおそれがある。

したがって、今後とも円滑で安全な職務遂行を図る上では、災害応急工事等について、可能な限り早期に契約を締結するよう、事務処理手法を改善する必要がある。

葉山港に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件〔既報告〕（県土整備局横須賀土木事務所）

葉山港に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件〔既報告〕（県土整備局藤沢土木事務所）

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。

高校生国際交流支援事業における事業実施団体への参入要件及び生徒引率に係る教員旅費に関する件（教育委員会教育局高校教育指導課）

高校生国際交流支援事業に関する取扱いに関して、透明性が向上するよう見直す必要が認められた。

本件事業については、県の高校生国際交流支援事業実施要項に基づき実施されており、平成 25 年度では「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」（以下「高留連」という。）又は「一般社団法人海外留学協議会」（以下「JAOS」という。）に加盟する支援団体を通して交流計画を立てることとしている。平成 25 年度に交流事業（海外訪問）を実施した県立高等学校 18 校では、高校教育指導課から要項とともに支援団体として示された 6 社等による見積合せ等を実施し、決定した支援団体に交流計画の提案や現地交流先の手配を依頼し、支援団体は概ね 2 名程度の教員の日当（公費負担）を除く旅費（往復航空運賃、宿泊料など）を負担していた。

これは高留連から「支援団体の依頼により教員が引率する場合は、教員が支援団体の添乗員の役割を担うことから、教員旅費は支援団体が負担する」との口頭による申し出を受け、県費で引率教員の旅費を負担する場合に加えて、高留連に加盟する支援団体から依頼がある場合も公務として取り扱うこととしていたものである。高留連は平成 25 年 6 月に解散したが、現在は、JAOS 加盟の 7 団体及び高留連に加盟していた公益社団法人日本国際生活体験協会（EIL）が同様の取扱いを行っている。

しかしながら、こうした取扱いは、県費で負担すべきものを保護者に負担させているとの誤解を与える可能性がある上、県の要項で事業実施を担う団体を特定することは、それ以外の旅行会社等の参入機会を失わせるものであり、公正な競争確保の観点から、当事業への参加団体を限定する合理的な根拠が必要である。公務として行う生徒引率に係る教員旅費を県以外の者が負担していることについて、より透明性が向上するよう見直す必要がある。

館内及び敷地の清掃業務委託契約における予定価格積算に関する件（教育委員会金沢文庫）

屋外清掃の積算において、屋内清掃の単価を参考としているものがあつた。

館内及び敷地の清掃業務委託契約において、条件付き一般競争入札により選定を行っているが、入札に当たっては、価格情報誌に示された屋内清掃料金

(ビルメンテナンス料金)を参考に予定価格を積算しており、平成25年度における落札価格は3,404,520円であった。

価格情報誌の料金は、日常清掃、定期清掃、総合清掃などに区分されており、いずれも屋内清掃を対象としている。契約では日常清掃と定期清掃に区分して積算しているが、日常清掃には屋内清掃だけではなく除草作業などの屋外清掃が含まれており、このうちの一部については、面積当たりの作業量が屋内清掃よりも多いとして、日常清掃よりも高い総合清掃(日常清掃に定期清掃を加えた業務)の単価を屋内と屋外を合わせた日常清掃全体に適用し、定期清掃については価格情報誌の単価を適用して積算していた。

しかしながら、この積算方法では、定期清掃に係る金額が重複して計上されることになり、積算金額が過大になっているとの印象を与えるものであるため、最低制限価格未満の入札が複数ある状況を踏まえ、今後は、屋外清掃の単価について見積書を徴するなどして、より合理性や明瞭性が高い方法へ改善する必要がある。

警察署等県警各所属に提示した例示契約書の条項の記載に関する件〔既報告〕 (公安委員会警察本部会計課)

警察署の財務に関する事務の執行において、警察本部総務部会計課が警察署等県警各所属に提示した例示契約書に、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項の記載漏れがあり、県警各所属が例示契約書にならって当該条項を設けずに契約を締結していたため、適切な契約がなされるよう、改善する必要がある。

工事の執行に係る「かながわ方式」に基づく見積単価情報の公開に係る基準等の策定に関する件(公安委員会警察本部交通規制課)

工事の執行に係る入札事務における積算情報の公開に係る取扱いが定められていないものがあった。

既存信号機の機能改良を目的とする交通信号機改良工事の執行に当たり、市場価格が不明な機器材料等について適正な価格を調査するため、取扱業者から参考見積書を徴取し、積算の基礎資料として機器材料等の設計見積価格を決定しているが、入札に係る積算情報の公開に係る基準等を定めないまま、当該見積価格の一部を非公開とする運用がなされていた。

警察本部では、「かながわ方式」(工事案件毎の公正性、透明性及び公平性を確保することを目的に、入札に際して電子入札システムを活用し最低制限価格の設定、工事の品質確保、官製談合等の防止、履行保証制度等により公共工事の入札・契約の適正化を図る制度)により工事発注に係る入札事務を執行することとしており、その趣旨に照らせば、統一的、整合的に入札・契約の適正化、透明化を図ることが必要であり、そのためには、見積単価等の積算情報の公開に係る基準や規則の策定についても視野に入れて見直す必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 110 箇所であり、また、認められなかった箇所は 476 箇所、それぞれの箇所は次のとおりである。このうち、公安委員会警察本部会計課の「警察署等県警各所属に提示した例示契約書の条項の記載に関する件」は、前記 3 (2) のとおり、出先機関を監査した結果、要改善事項が認められたものである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所 (110 箇所、150 件)

ア 政策局 (4 箇所、6 件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
政策部 土地水資源対策課	平成 26 年 8 月 28 日 (平成 26 年 7 月 17 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当 2 件、17,321 円を支給していなかった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立公文書館	平成 26 年 6 月 5 日 (平成 26 年 4 月 17 日職員調査)	公文書その他の記録で歴史資料として重要なものの収集、保存及び閲覧に供すること、並びにこれに関連する調査研究を行うとともに、県民に文化活動の場を提供するための事業を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関に納付していないものが 1 件、980 円あった。 2 契約事務において、ハロゲン化物消火設備貯蔵容器等更新工事ほか 1 件 (契約金額 14,140,350 円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を作成していなかった。
神奈川県湘南地域県政総合センター 所管区域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町	平成 26 年 4 月 18 日 (平成 26 年 3 月 4 日から同月 7 日まで職員調査)	管内の県機関及び市町との連絡・調整、県行政の広報・広聴、青少年の健全育成、安全・安心まちづくりの推進、地域環境政策の企画調整、公害の防止、	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、県営かんがい排水事業に係る隧道工事の契約 (契約金額 32,655,000 円) に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が 94,500 円過大のまま契約を締結していた。

及び二宮町		廃棄物対策の推進、自然環境の保全、商工業に係る情報提供、観光の振興、地域農林漁業の振興、森林の保全等を行っている。	2 物品管理事務において、委託契約の成果物として取得した、価額が5万円以上の円形テーブル3台（帳簿価額（単価）65,940円）を備品台帳に記録していなかった。
神奈川県県西地域県政総合センター 所管区域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	平成26年4月23日（平成26年3月11日から同月14日まで職員調査）	管内の県機関及び市町との連絡・調整、広域行政に関する助言、県行政の広報・広聴、県民運動の推進、青少年の健全育成、安全・安心まちづくりの推進、公害の防止、自然環境の保全、商工業に係る情報提供、観光の振興、地域農林漁業の振興及び農林漁業団体の指導、農業農村整備事業の推進、森林の保全及び水源林の整備等を行っている。	（要改善事項） 「県営林道パトロール委託業務に係る委託料の積算方法に関する件」（前記3(2)参照）

イ 総務局（7箇所、11件）

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成26年8月29日（平成26年7月22日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、県有財産売買契約に係る契約保証金として受け入れた歳計外現金を売買代金の一部に充当するための調定が3月を超えて遅れているものが1件、5,690,000円あった。〔特記前出〕 2 契約事務において、職員研修業務委託ほか6件（契約総額148,069,861円）の契約の締結に当たり、期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月に締結していた。〔特記前出〕

		<p>(要改善事項)</p> <p>「県有財産の売買契約における契約保証金を売買代金へ充当するための収入調定に関する件」(前記3(2) 参照)</p>
<p>財政部 課税課</p>	<p>平成 26 年 8 月 29 日(平成 26 年 7 月 31 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、税務電算システム関係帳票等輸送業務委託の契約の締結に当たり、入札不調後に業務仕様の変更がないにもかかわらず、予定価格(税抜単価)を 13,000 円から 15,600 円に増額変更したうえで随意契約により契約(契約総額 2,716,560 円)していた。</p>
<p>財政部 徴収対策課</p>	<p>平成 26 年 8 月 29 日(平成 26 年 7 月 31 日職員調査)</p>	<p>(要改善事項)</p> <p>1 「自動車取得税及び自動車税に係る督促状の発付事務に関する件」(前記3(2) 参照)</p> <p>2 「自動車税の口座振替による納付における口座解約による振替不能の取扱いに関する件」(前記3(2) 参照)</p>
<p>財産経営部 財産経営課</p>	<p>平成 26 年 8 月 29 日(平成 26 年 7 月 28 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸付けていた。これにより、貸付料 1 件、169,615 円が徴収不足となっていた。 [特記前出]</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「県有財産の売買契約における契約保証金を売買代金へ充当するための収入調定に関する件」(前記3(2) 参照)</p>
<p>財産経営部 庁舎課</p>	<p>平成 26 年 8 月 29 日(平成 26 年 7 月 29 日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、本庁舎等警備業務委託料ほか 14 件の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、うち 10 件について 17,700 円の遅延利息を支払っていた。 [特記前出]</p>

(注) [特記前出]は「2 不適切事項 (3)特記すべき不適切事項の有無」に取り上げたもの。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所 [既報告] 所管区域：横浜市戸塚区、栄区及び泉区	平成 26 年 5 月 2 日 (平成 26 年 2 月 25 日職員調査)	県税に係る賦課徴収に関する事務を行っている。	(不適切事項) 税務事務において、不動産貸付業に係る個人事業税の課税に当たり、課税標準額の算定を誤っているものがあつた。これにより 1 件、500 円を過大に徴収していた。
神奈川県藤沢県税事務所 [既報告] 所管区域：藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町	平成 26 年 3 月 13 日 (平成 26 年 2 月 12 日職員調査)	同	(不適切事項) 支出事務において、ゴム印購入代 (45,176 円) の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息 100 円を支払っていた。

ウ 安全防災局 (4 箇所、 6 件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
安全防災部 災害対策課	平成 26 年 7 月 23 日 (平成 26 年 6 月 12 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 7 件、2,890 円を支給していなかった。
安全防災部 工業保安課	平成 26 年 7 月 23 日 (平成 26 年 6 月 13 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 27 件、6,600 円を支給していなかった。
安全防災部 くらし安全交通課	平成 26 年 7 月 23 日 (平成 26 年 6 月 9 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 8 件、1,800 円を支給していなかった。また、旅行命令に誤りがあり、2 件、400 円を過大に支給していた。 2 時間外勤務手当 4 件、37,344 円を支給していなかった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター [既報告]	平成 26 年 3 月 13 日 (平成 26 年 2 月 13 日 職員調査)	災害応急対策に必要な業務及び防災知識の普及啓発を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、汚水処理装置等シーケンサ修繕工事請負契約 (契約金額 4,305,000 円) に基づく工程表等を請負者から受領していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、タクシー専用無料電話が設置されていた。

工 県民局 (10 箇所、15 件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成 26 年 7 月 25 日 (平成 26 年 6 月 5 日 職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、広報紙「県のたより」広告掲載業務契約に基づく 11 月号分の広告料 (1,387,050 円) が納付期限を過ぎて納付されたことによる違約金の調定が 3 月を超えて遅れているものが 1 件、1,254 円あった。また、予算科目に誤りがあった。 2 支出事務において、家庭養育支援事業委託料の支払に当たり、契約書に定める代金の支払時期を過ぎて支払っているものが 2 件、1,841,000 円あった。また、契約期間の始期が 4 月 1 日である契約を会計局長通知に反し 5 月に締結しているものが 1 件あった。 [特記前出] 3 契約事務において、アートホール屋上防水工事に係る監理業務委託 (契約金額 395,850 円) の契約の締結に当たり、請書を徴取すべき内容であるにもかかわらず、これを徴していなかった。
くらし県民部 広報県民課	平成 26 年 7 月 25 日 (平成 26 年 6 月 10 日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、広報紙「県のたより」広告掲載業務契約に基づく 11 月号分の広告料 (1,387,050 円) が納付期限を過ぎて納付されたことによる違約金の調定が 3 月を超えて遅れているものが 1 件、1,254 円あった。また、予算科目に誤りがあった。

くらし県民部 文化課	平成 26 年 7 月 25 日（平成 26 年 6 月 11 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、アートホール屋上防水工事に係る監理業務の委託（契約金額 395,850 円）に当たり、他課における事務処理の不備に加え、当課においても、防水工事（工期：平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 3 月 14 日まで）が完了するまでの間、受注者に対して必要な業務履行状況の確認を行っていなかったことから、受注者において監理業務の正式な発注を受けていないとの誤解が解消されず、監理業務が行われぬまま防水工事が完了していた。
次世代育成部 次世代育成課	平成 26 年 7 月 25 日（平成 26 年 6 月 12 日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、かながわ子育て応援パスポートイメージキャラクターの着ぐるみ 1 点（帳簿価額 1,050,000 円）を備品台帳に記録していなかった。〔特記前出〕
次世代育成部 子ども家庭課	平成 26 年 7 月 25 日（平成 26 年 6 月 13 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、家庭養育支援事業委託料の支払に当たり、契約書に定める代金の支払時期を過ぎて支払っているものが 2 件、1,841,000 円あった。また、契約期間の始期が 4 月 1 日である契約を会計局長通知に反し 5 月に締結しているものが 1 件あった。〔特記前出〕

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ女性センター〔既報告〕	平成 26 年 5 月 2 日（平成 26 年 3 月 7 日職員調査）	女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するため、自主的活動の場を提供するとともに、女性問題に関する調査、研究、情報の提供や人材開発、男女共同参画の普及実践、女性総合相談等の事業を行っている。	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入に当たり、22 件、45,273 円を過大に徴収していた。
神奈川県中央児童相談所〔既報告〕 所管区域：平塚市、藤沢市、茅	平成 26 年 1 月 31 日（平成 25 年 12 月 17 日から同月 19 日まで職員調査）	児童福祉に関する諸問題について、家庭等からの相談に応じ、指導、治療及び施設等への入所手続等を行っ	（不適切事項） 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、7 件、12,870 円が支給不足であった。

ケ崎市、寒川町、大磯町及び二宮町		ている。	
神奈川県厚木児童相談所 [既報告] 所管区域：秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村	平成 26 年 4 月 7 日 (平成 26 年 2 月 27 日職員調査)	同	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、児童保護措置費自己負担金等の督促状の発行に当たり、指定期限を誤っているものが 2 件、592,570 円、納付期限後 20 日以内に発行していないものが 1 件、2,145 円あった。 2 支出事務において、公用車に係る燃料購入代の支払に当たり、誤って契約業者以外の業者において給油を受けたため、代金が 86 円割高になっているものがあった。
神奈川県立中里学園 [既報告]	平成 26 年 2 月 6 日 (平成 26 年 2 月 5 日及び同月 6 日職員調査)	児童相談所からの措置により、保護者のいない児童、環境上養護を要する児童等を入園させ、その養育及び自立支援を行っている。また、乳児院を併設し、措置を要する乳幼児を入園させ、その養育を行っている。	(不適切事項) 契約事務において、高圧食器洗浄機ほか 4 件の賃貸借契約等の更新に当たり、長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約 (契約金額 598,096 円) を締結していた。
神奈川県立青少年センター	平成 26 年 7 月 25 日 (平成 26 年 5 月 29 日及び同月 30 日職員調査)	青少年の健全育成と県民の教養の向上に資するための総合施設として、青少年支援・科学・舞台芸術指導者に関する事業を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、科学準備室レンジフード取付工事 (契約金額 169,000 円) 及び流し取付工事 (契約金額 139,000 円) の執行に当たり、備品購入費と需用費の併合執行とすべきところ、取付工事として全て需用費で執行していた。また、取付工事により取得した価額が 5 万円以上のレンジフード (帳簿価額 53,760 円) 及び流し台 (帳簿価額 50,000 円) を備品台帳に記録していなかった。

		<p>2 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、9,450円あった。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、38,123円が徴収不足となっていた。[特記前出]</p>
--	--	--

才 環境農政局（8箇所、9件）

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
環境部 資源循環課	平成 26 年 8 月 21 日（平成 26 年 7 月 7 日 職員 調査）	（不適切事項） 庶務事務において、時間外勤務手当 2 件、16,345 円を支給していなかった。
水・緑部 水産課	平成 26 年 8 月 21 日（平成 26 年 7 月 3 日 職員 調査）	（要改善事項） 「漁港事務所が発注する工事における占用料の算定方法に関する件」（前記 3 (2) 参照）

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県西部漁港事務所 [既報告] 所管区域：藤沢市以西の漁港区域及び海岸保全区域	平成 26 年 4 月 4 日（平成 25 年 12 月 11 日及び同月 12 日 職員 調査）	県営小田原漁港の修築・整備事業、同港海岸の保全事業の施行並びに同港の施設及び海岸保全区域の維持管理・許認可事務を行っているほか、国有財産法に基づく 10 港の漁港区域内の国有財産管理事務を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、小田原漁港施設の占用許可に当たり、占用料の算定を誤って許可していた。これにより、占用料 5 件、30,642 円を過大に徴収していた。
神奈川県農業技術センター	平成 26 年 4 月 23 日（平	都市近郊における農業経営の合理	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理

	成 26 年 4 月 22 日及び同月 23 日職員調査)	化、消費動向に応じた地域特産物の流通生産技術等の開発及び農業環境の保全等の農業の改良発達に必要な試験研究を行っている。	が著しく不適切であった。 1 物品管理事務において、販売するために取得した生産物 6 件（売払金額 238,159 円）を生産物台帳に記録していなかった。 2 歳計外現金事務において、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定期限後に納付していた。これにより、不納付加算税及び延滞税の賦課決定を受けて納付したものが 1 件、17,000 円あった。〔特記前出〕
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所 所管区域：横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町	平成 26 年 4 月 23 日（平成 26 年 4 月 15 日職員調査）	三浦半島地域における特定野菜等の栽培技術開発及び効率的農地利用技術の研究開発並びに農業生産等に関する技術及び知識の普及指導を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、事務所敷地外の使用について許可しているものが 1 件あった。これにより、年度ごとに 511 円を過大に徴収していた。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所 所管区域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	平成 26 年 4 月 23 日（平成 26 年 4 月 17 日職員調査）	みかん、キウイフルーツ等の新品種の育成及び栽培技術の研究開発、足柄地区における農業生産等に関する技術及び知識の普及指導並びに県域の茶に関する普及指導を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、破碎施設（定格出力 12.7kW）及び発酵施設（面積 32 m ² ）での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく作業の種類の変更の許可を受けていなかった。また、同条例の規定に基づき設置しなければならない表示板を掲示していなかった。
神奈川県畜産技術センター	平成 26 年 4 月 23 日（平成 26 年 4 月 21 日職員調査）	県内の畜産振興のための専門的な研究をはじめ、牛、豚及び鶏の改良増殖業務並びに普及指導業務を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、発酵施設（面積 744 m ² （常用））での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく作業許可を受けていなかった。また、同条例の規定に基づき設置しなければならない表示板を掲示していなかった。
神奈川県立フラワーセンター大	平成 26 年 6 月 11 日（平	観賞植物等の収集、増殖、展示、	（不適切事項） 契約事務において、入園料徴収・

船植物園	成 26 年 2 月 25 日 職員 調査)	生産指導、園芸教室、園芸相談等を行っている。	入園受付案内及び夜間警備等委託契約（契約金額 11,718,000 円）の仕様書に、委託業務に不適合な、労務管理上の事項に関する内容を定めていた。
------	------------------------	------------------------	---

カ 保健福祉局（18 箇所、24 件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 6 月 30 日 職員 調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、講師謝金 5 件（500,000 円）の支払に当たり、所得税法に基づく所得税 51,050 円を源泉徴収していなかった。 2 契約事務において、総合リハビリテーションセンター再整備事業（建築確認関係等）業務委託（契約金額 26,300,000 円）の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。〔特記前出〕
保健医療部 健康危機管理課	平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 4 日 職員 調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、ベッド 10 点（帳簿価額（単価）51,030 円）及びストレッチャー 10 点（帳簿価額（単価）54,600 円）を備品台帳に記録しておらず、コンテナ 2 点（帳簿価額（単価）2,703,750 円）の数量及び帳簿価額を誤って記録していた。〔特記前出〕
保健医療部 県立病院課	平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 7 日 職員 調査）	（不適切事項） 契約事務において、総合リハビリテーションセンター再整備事業（建築確認関係等）業務委託（契約金額 26,300,000 円）の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。〔特記前出〕
保健医療部 健康増進課	平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 7 日 職員 調査）	（不適切事項） 支出事務において、講師謝金 5 件（500,000 円）の支払に当たり、所得税法に基づく所得税 51,050 円を源泉徴収していなかった。
保健医療部 保健人材課	平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 9 日 職員 調査）	（不適切事項） 契約事務において、離職看護師等の地域共同就業支援モデル事業委託（契約金額 11,890,578 円）の実施に当たり、受託者が再委託契約を締結する際に必要な個人情報保

	査)	護に係る提出書類を受託者から受領していないなど事務処理が不適切であった。
保健医療部 保健予防課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 7 月 8 日 職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、こころといのちを守る訪問支援 (アウトリーチ) 事業業務委託料の支払に当たり、事務所家賃及び駐車場賃料各 1 箇月相当額 242,550 円を過大に支払っていた。[特記前出] 2 契約事務において、神経難病患者等受入病床確保委託事業 6 件 (契約金額 15,421,420 円) の契約の締結に当たり、契約期間の開始日を 4 月 1 日とする契約を会計局長通知に反し 6 月に締結していた。[特記前出]
福祉部 高齢施設課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 6 月 27 日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、普通財産の貸付に係る貸付料の調定が 3 月を超えて遅れているものが 8 件、74,994 円あった。
福祉部 介護保険課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 6 月 26 日 職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、介護サービス情報の公表手数料及び調査手数料について、平成 24 年度中に還付すべきところ、平成 25 年度に還付しているものが 19 件、221,600 円あった。
生活衛生部 薬務課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 7 月 11 日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当 2 件、22,660 円を支給していなかった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所 所管区域：藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町	平成 26 年 5 月 20 日 (平成 26 年 5 月 19 日及び同月 20 日 職員調査)	県民の保健・福祉の向上及び増進を図るための事業を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、生活保護法に定める生活保護費の返還金の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが 2 件、86,600 円、納付期限後 20 日以内に発行していないものが 18 件、2,353,600 円あった。

			2 契約事務において、庁舎清掃業務委託の契約（契約金額1,646,400円）に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が597,000円過大のまま契約を締結していた。
神奈川県三崎保健福祉事務所 〔既報告〕 所管区域：三浦市	平成26年5月14日（平成26年1月28日職員調査）	同	（不適切事項） 予算の執行において、自動販売機設置場所賃貸借契約書に基づく貸付料の収入に当たり、予算科目を誤っているものが2件、251,240円あった。
神奈川県秦野保健福祉事務所 〔既報告〕 所管区域：秦野市及び伊勢原市	平成26年4月2日（平成26年1月21日職員調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、非常勤職員の加給の支給に当たり、支給率を誤ったため、1件、94,031円が支給不足であった。
神奈川県立煤ヶ谷診療所〔既報告〕	平成26年5月2日（平成26年2月14日職員調査）	内科、小児科等一般診療、公衆衛生活動等を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、医学検査業務委託契約等の締結に当たり、個々の検査に係る予定価格が設定されていないなど事務処理が不適切であった。
神奈川県精神保健福祉センター	平成26年3月17日（平成26年3月14日及び同月17日職員調査）	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑又は困難な相談及び指導、相談及び指導に付随する診療並びに精神障害者の社会復帰に関する援助を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、宿直用寝具の賃貸借契約（契約金額473,917円（概算総価））の締結に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。
神奈川県立総合療育相談センター〔既報告〕 所管区域：県内全域（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）	平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）	児童の心身の健全な発達に関する複雑又は困難な問題について相談に応じ、並びに身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが13件、250,791円あった。 2 支出事務において、血液検査業

		導等を行い、併せて診療、療育訓練等に応じている。	務委託料6件、1,617円が支払不足であった。 3 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、8件、11,720円が支給不足であった。
神奈川県立中井やまゆり園 [既報告]	平成26年3月31日(平成26年2月18日職員調査)	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、主に18歳以上の知的障害者を受け入れ、利用者の心身の状況等に応じたサービスを提供している。	(不適切事項) 契約事務において、マイクロバスの賃貸借契約等(契約金額1,584,000円)の締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付記していなかった。
神奈川県立保健福祉大学	平成26年4月25日(平成26年4月24日及び同月25日職員調査)	保健医療福祉に関する専門的教育及び研究を行っている。	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 車両の賃貸借契約の切替に当たり、入札手続等の遅れにより、新たな賃貸借契約の始期までの2箇月間をレンタカーで対応していたことにより、賃貸借契約に基づく賃借料(月額58,800円)と比べて割高なレンタカーの賃借料(月額108,675円)を支払っていた。 [特記前出] 2 上記レンタカーの賃貸借契約(契約金額217,350円)の締結に当たり、仕様の検討が不十分であったため、仕様が大きく異なる車両により見積合せを行っていた。
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	平成26年4月25日(平成26年4月23日職員調査)	保健、医療及び福祉の分野に従事する者の教育並びに同分野に関する研究を行っている。	(不適切事項) 収入事務において、現金領収に係る会計員から出納員への引継に当たり、領収日当日に引き継ぐべきところ、2日以上期間をおいて引き継がれているものが70件、219,400円あった。

キ 産業労働局（2箇所、2件）
出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学校 〔既報告〕	平成 26 年 2 月 10 日（平成 26 年 1 月 10 日職員調査）	先進的な産業を支える実践技術者を育成するとともに、生涯職業能力開発の推進業務を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、庁舎有人警備業務委託（契約金額 1,173,900 円）に係る委託料の積算に当たり、正規の勤務時間を超えて業務に従事させる仕様になっていないにもかかわらず、時間外手当に相当する金額を計上していたため、予定価格が過大であった。
神奈川県立西部総合職業技術校	平成 26 年 5 月 14 日（平成 26 年 5 月 13 日及び同月 14 日職員調査）	新規学校卒業生、離転職者等に対して、職業に必要な基礎的知識及び技能を習得できるように職業訓練を実施している。	（不適切事項） 物品管理事務において、寄附により取得した精密石定盤 1 点（評価額 63,000 円）を備品台帳に記録していなかった。

ク 県土整備局（9箇所、17件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項	
事業管理部 県土整備経理課	平成 26 年 8 月 5 日（平成 26 年 6 月 20 日職員調査）	<p>（不適切事項） 予算の執行において、研修会の受講料（47,000 円）の執行に当たり、資料代（20,000 円）分については支出科目を需用費とすべきところ、全て負担金、補助及び交付金で執行していた。</p> <p>（要改善事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「市町村等から工事の執行等の業務を受託する際に徴収する受託金に係る事務費の算定方法に関する件」（前記 3 (2) 参照） 「土木事務所における災害応急工事の早期の契約締結のための事務処理手法に関する件」（前記 3 (2) 参照） 	

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所〔既〕	平成 26 年 2 月 3 日（平成	道路、河川、砂防等の土木施設の維	（要改善事項） 「葉山港に係る指定管理者へのモ

報告] 所管区域：横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町	25年12月24日から同月26日まで職員調査)	持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。	モニタリングによる事後統制に関する件」(前記3(2) 参照)
神奈川県平塚土木事務所 [既報告] 所管区域：平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町(建築及び開発行為の規制等に関する事務に限る。)、大磯町及び二宮町	平成26年2月26日(平成26年1月8日から同月10日まで職員調査)	同	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、道路占用料の調定に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していないものが1件、459,309円あった。 2 契約事務において、不動産鑑定評価業務の委託に当たり、報酬額の算定を誤ったため、1件、71,400円が支払不足となっていた。また、不動産鑑定評価書の内容に不備があり、履行確認が適正に行われていないものがあった。
神奈川県藤沢土木事務所 [既報告] 所管区域：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町(建築及び開発行為の規制等に関する事務を除く。)	平成26年1月31日(平成25年12月17日から同月19日まで職員調査)	同	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可したため、使用料3件、1,210,935円が徴収不足に、使用料3件、336,105円が過大徴収となっていた。[特記前出] (要改善事項) 「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件」(前記3(2) 参照)
神奈川県西土木事務所 [既報告] 所管区域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び	平成26年3月10日(平成26年1月30日、同月31日及び同年2月3日職員調査)	同	(不適切事項) 支出事務において、非常用通報装置保守点検業務委託料(契約金額69,300円)の支払に当たり、四半期ごとの業務が完了する前に履行確認を行い、確認が不十分なまま支払っているものがあった。

開成町			
<p>神奈川県西土 木事務所小田原 土木センター 〔既報告〕</p> <p>所管区域：小田 原市、箱根町、 真鶴町及び湯河 原町</p>	<p>平成 26 年 3 月 10 日（平 成 26 年 2 月 5 日から同月 7 日まで職員 調査）</p>	同	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、次のとおり 誤りがあった。</p> <p>(1) 砂防設備使用料等の調定が 3 月を超えて遅れているものが 2 件、5,011,983 円あった。〔特 記前出〕</p> <p>(2) 道路使用料等の納入催告を長 期間にわたり行っていないもの が 15 件、255,150 円あった。</p> <p>2 真鶴港に係る指定管理者による 事務において、指定管理者から提 出された月例業務報告書を十分に 確認しなかったため、係留料の徴 収誤り 1 件、17,330 円が見過ごさ れていた。</p>
<p>神奈川県横浜川 崎治水事務所</p> <p>所管区域：横浜 市</p>	<p>平成 26 年 4 月 17 日（平 成 26 年 4 月 16 日及び同 月 17 日職員 調査）</p>	<p>河川、急傾斜地、 公園等における土 木施設の維持管 理、新設及び改良 工事等の土木事業 を実施し、並びに それらに係る許認 可事務を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、公用自動車運 行管理業務委託契約（契約金額 9,576,000 円）の締結に当たり、契 約金額の積算根拠となる基本管理日 の日数を契約書に明記していなかつ た。また、契約の一要素である基本 管理日外管理委託料の算定方法を入 札時に明示していなかった。</p>
<p>神奈川県流域下 水道整備事務所</p> <p>所管区域： 相模川流域下 水道 相模原 市、平塚市、藤 沢市、茅ヶ崎 市、厚木市、伊 勢原市、海老名 市、座間市、綾 瀬市、寒川町、 大磯町及び愛川 町 酒匂川流域下 水道 小田原</p>	<p>平成 26 年 3 月 18 日（平 成 26 年 3 月 17 日及び同 月 18 日職員 調査）</p>	<p>相模川流域下水道 施設及び酒匂川流 域下水道施設の建 設工事、維持管理 等を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、産業廃棄物 処理委託契約（契約金額 50,400 円）に基づく産業廃棄物の引渡し に当たり、産業廃棄物管理票を交 付すべきところ、これを交付して いないものが 27 件あった。</p> <p>2 庶務事務において、時間外勤務 手当 1 件、6,137 円を支給してい なかった。</p>

市、秦野市、南足柄市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町及び箱根町			
神奈川県住宅営繕事務所	平成 26 年 8 月 6 日(平成 26 年 5 月 28 日から同月 30 日まで職員調査)	県営住宅等の建設・改善工事等の計画・設計・施工・監督、建替・改善事業に係る入居者との調整、入居管理、家賃・駐車場利用料の決定・徴収、維持管理、駐車場の整備及び公有地整理並びに依頼工事の設計・施工及び監督等を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、シルバーハウジング緊急システム等に係る分担金の収入に当たり、予算科目を誤っているものが 9 件、4,270,688 円あった。[特記前出] 2 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関に納付していないものが 1 件、1,220 円あった。

ケ 会計局(1箇所、1件)
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
会計課	平成 26 年 7 月 22 日(平成 26 年 6 月 13 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 2 件、400 円を支給していなかった。

コ 企業庁(9箇所、13件)
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
水道部 計画課	平成 26 年 7 月 17 日(平成 26 年 5 月 20 日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成 25 年度に処分した衛星携帯電話機に係る固定資産台帳の整理(8,925 円)を当該年度中に行わなかったため、同台帳に現有資産を適切に反映していなかった。

出先機関

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁	平成 26 年 4	県営水道施設の維	(不適切事項)

相模原水道営業所〔既報告〕 所管区域：相模原市の一部	月3日（平成26年2月20日及び同月21日職員調査）	持管理、給水装置工事の審査・検査、量水器の点検、水道料金及び公共下水道使用料の徴収等の事務を行っている。	契約事務において、配水管改良工事請負契約（契約金額 40,849,651 円）に係る契約変更に当たり、設計額の積算を誤ったため、契約金額が 64,050 円不足していた。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所〔既報告〕 所管区域：鎌倉市、逗子市及び葉山町（湘南国際村の区域を除く。）	平成 26 年 1 月 30 日（平成 25 年 12 月 4 日及び同月 5 日職員調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、特殊勤務手当 3 件、1,500 円を支給していなかった。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所〔既報告〕 所管区域：藤沢市	平成 26 年 3 月 24 日（平成 26 年 1 月 23 日及び同月 24 日職員調査）	同	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 検満量水器取替等委託業務（契約金額 3,131,100 円）の契約に当たり、業者から提出された一般競争入札参加資格の届出書に記載漏れがあったにもかかわらず、確認が不十分のまま入札に参加させ、当該業者と契約を締結していた。 また、契約書に定める書類が未提出であるにもかかわらず、提出を求めていなかった。 2 配水池内部清掃工事の契約（契約金額 3,276,000 円）に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が 168,000 円過大のまま契約を締結していた。
神奈川県企業庁平塚水道営業所〔既報告〕 所管区域：平塚市、小田原市の一部、大磯町及び二宮町	平成 26 年 4 月 2 日（平成 26 年 2 月 17 日及び同月 18 日職員調査）	同	（不適切事項） 契約事務において、配水池等構内整備（草刈）業務委託（契約金額 6,195,000 円）に係る契約変更に当たり、設計額の算定を誤ったため、契約金額が 148,050 円過大であった。〔特記前出〕

<p>神奈川県企業庁 箱根水道営業所 〔既報告〕</p> <p>所管区域：箱根 町の一部</p>	<p>平成 26 年 3 月 4 日（平成 25 年 12 月 18 日及び同月 19 日職員調 査）</p>	<p>水源の運営、県営 水道施設の維持管 理、給水装置工事 の審査・検査、量 水器の点検、水道 料金及び公共下水 道使用料の徴収等 の事務を行っている。</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、空調設備保 守点検委託業務の一部が不履行で あるにもかかわらず、契約金額全 額を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政資 産の目的外使用許可に当たり、使 用料の算定を誤って許可したた め、使用料 1 件、7,000 円を過大 に徴収しているものがあつた。
<p>神奈川県企業庁 寒川浄水場</p>	<p>平成 26 年 5 月 9 日（平成 26 年 5 月 8 日及び同月 9 日職員調査）</p>	<p>取水に係る水源及 び浄水場の運営並 びにポンプ施設等 の維持管理を行っ ている。</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、寒川浄水 場他庁舎清掃業務委託ほか 1 件 （契約金額 20,370,000 円）の契約 の締結に当たり、契約当事者及び 契約金額を記載した契約書案文に 係る支出負担行為権者の決裁を得 ていないなど事務処理が不適切で あつた。〔特記前出〕 2 歳計外現金事務において、源泉 徴収した所得税及び復興特別所得 税の納付に当たり、法定期限後に 納付しているものが 2 件、31,990 円あつた。
<p>神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム 管理事務所〔既 報告〕</p>	<p>平成 26 年 4 月 3 日（平成 26 年 2 月 12 日及び同月 13 日職員調 査）</p>	<p>三保ダム、品ノ木 取水ダム、玄倉ダ ム、熊木ダムの操 作、維持管理及び 飯泉取水せきにお ける取水量の確保 並びに早川発電所 等の維持管理を行 っている。</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、三保ダム動 点標的測量業務委託契約（契約金 額 840,000 円）の内容に変更が生 じているにもかかわらず、変更契 約を締結するなどの事務処理を行 っていなかった。 2 財産管理事務において、行政資 産の目的外使用許可に当たり、使 用料の算定を誤ったため、1 件、 390 円を過大に徴収していた。
<p>神奈川県企業庁 相模川発電管理 事務所〔既報</p>	<p>平成 26 年 2 月 20 日（平 成 26 年 1 月</p>	<p>相模発電所、津久 井発電所、城山発 電所、愛川太陽光</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、デジタルオシ ロメーター（購入金額 2,138,850</p>

告]	17 日及び同 月 20 日職員 調査)	発電所及び発電総 合制御所（保守を 除く。）に関する こと（相模川水系 ダム管理事務所の 所掌事務に属する ものを除く。）を 行っている。	円）の購入に当たり、神奈川県公営 企業財務規程に基づき契約書を作成 すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
----	----------------------------	--	--

サ 教育委員会（33 箇所、41 件）
本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部 財務課	平成 26 年 7 月 31 日（平 成 26 年 6 月 9 日 職員 調 査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う 光熱水費の立替収入の徴収に当たり、7 件、323,695 円が 徴収不足であった。〔特記前出〕
指導部 高校教育指導課	平成 26 年 7 月 31 日（平 成 26 年 6 月 10 日 職員 調 査）	（要改善事項） 「高校生国際交流支援事業における事業実施団体への参 入要件及び生徒引率に係る教員旅費に関する件」（前記 3 (2) 参照）
生涯学習部 スポーツ課	平成 26 年 7 月 31 日（平 成 26 年 6 月 17 日 職員 調 査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う 光熱水費の立替収入の徴収に当たり、7 件、323,695 円が 徴収不足であった。〔特記前出〕

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委 員会教育局県央 教育事務所 所管区域：厚木 市、大和市、海 老名市、座間 市、綾瀬市、愛 川町及び清川村 （なお、県費負 担教職員の給与 事務等について	平成 26 年 5 月 26 日（平 成 26 年 4 月 18 日 職員 調 査）	教育、学術及び文 化の振興、市町村 教育委員会等への 連絡及び指導助言 並びに県費負担教 職員の給与等の支 払に関する事務を 行っている。	（不適切事項） 庶務事務において、平成 24 年度に 過大に支払っていた日額非常勤講師 報酬の是正に伴い、過大納付となっ た平成 24 年度分の雇用保険料 1 件、 3,577 円について、修正申告及び還 付請求手続を行っていなかった。

は厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村のほか、相模原市を所管区域としている。)			
神奈川県立図書館〔既報告〕	平成 26 年 5 月 2 日（平成 26 年 2 月 27 日職員調査）	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般県民の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、講師謝金等の支払に当たり、履行確認後 3 月を超えて支払っているものが 8 件、207,960 円あった。 2 契約事務において、県立図書館設備運転保守及び衛生管理業務委託他 1 件の契約（契約金額 28,694,400 円）の締結に当たり、仕様書の業務日数等に記載誤りがあった。
神奈川県立川崎図書館	平成 26 年 7 月 23 日（平成 26 年 4 月 16 日職員調査）	自然科学及び産業技術に関する図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して県民の利用に供し、教養、調査研究等に資するための事業を行っている。	（要改善事項） 「遊休物品となっている粉じん計の有効活用に関する件」（前記 3 (1) 参照）
神奈川県立金沢文庫	平成 26 年 6 月 30 日（平成 26 年 4 月 15 日職員調査）	史跡金沢文庫に保管されていた古文書その他の文化財及び中世における歴史、芸術等の人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行うとともに、これらの資料に関する調査研究を行っている。	（要改善事項） 「館内及び敷地の清掃業務委託契約における予定価格積算に関する件」（前記 3 (2) 参照）

神奈川県立体育センター〔既報告〕	平成 26 年 3 月 19 日（平成 26 年 2 月 18 日及び同月 19 日職員調査）	体育の振興を図り県民の心身の健全な発達に寄与するため、体育指導者の研修、体育・スポーツの調査研究、体育スポーツ活動の普及促進及びスポーツ情報の収集提供に関する事務を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の徴収に当たり、収入科目を誤っているものが 1 件、6,500 円あった。 2 支出事務において、消耗品購入代金（23,100 円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息 200 円を支払っていた。
神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	平成 26 年 6 月 10 日（平成 26 年 3 月 19 日職員調査）	全日制の課程 看護科及び福祉科	（不適切事項） 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、誤って既に週休日として割振をしていた日への振替を行ったことにより、勤務 1 週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが 1 件あった。
神奈川県立氷取沢高等学校〔既報告〕	平成 26 年 4 月 10 日（平成 26 年 3 月 24 日職員調査）	全日制の課程 普通科	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、現金領収した証明書交付手数料の収納に当たり、会計年度を誤っているものが 1 件、500 円あった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 1 件、200 円を支給していなかった。
神奈川県立新羽高等学校	平成 26 年 6 月 16 日（平成 26 年 4 月 18 日職員調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当 1 件、13,600 円を支給していなかった。
神奈川県立新栄高等学校	平成 26 年 6 月 24 日（平成 26 年 4 月 23 日職員調	同	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納

	査)		付しない者に対し、督促状を発行していないものが1件、10,089円あった。
神奈川県立金井高等学校	平成26年6月23日(平成26年5月9日職員調査)	同	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、多目的教室の普通教室化工事(契約金額1,639,050円)の契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 2 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給していなかった。
神奈川県立横浜栄高等学校	平成26年7月2日(平成26年5月9日職員調査)	単位制による全日制の課程 普通科	(不適切事項) 契約事務において、教員用副教材(購入金額112,950円)の購入に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	平成26年7月15日(平成26年5月8日職員調査)	単位制による全日制の課程 総合産業科 単位制による定時制の課程 総合学科	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、486円あった。
神奈川県立麻溝台高等学校[既報告]	平成26年4月10日(平成26年2月21日職員調査)	全日制の課程 普通科	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、12,000円を支給しておらず、2件、2,400円を過大に支給していた。
神奈川県立横須賀工業高等学校	平成26年6月6日(平成26年4月14日職員調査)	全日制の課程 機械科、電気科及び化学科	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料及びこれに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが2件、98,890円あった。
神奈川県立平塚江南高等学校	平成26年6月9日(平成26年4月25日職員調査)	全日制の課程 普通科	(不適切事項) 支出事務において、前渡金受領職員の公共料金口座への入金が遅れた

	日職員調査)		ため、電話料金が当初の予定日に口座振替できず、振込による支払を行ったため、本来不必要な振込手数料2件、1,680円を支払っていた。
神奈川県立平塚農業高等学校 [既報告]	平成26年4月4日(平成26年1月22日職員調査)	全日制の課程 食品科学科、園芸科学科、農業総合科及び生産流通科 定時制の課程 園芸科学科	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当2件、17,000円を支給していなかった。
神奈川県立大船高等学校	平成26年6月19日(平成26年5月9日職員調査)	全日制の課程 普通科	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより、使用料3件、2,051,393円を過大に徴収していた。[特記前出]
神奈川県立湘南台高等学校	平成26年7月25日(平成26年5月9日職員調査)	同	(不適切事項) 支出事務において、保存袋等購入代ほか12件(1,329,298円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息4,700円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立逗葉高等学校 [既報告]	平成26年5月12日(平成26年3月24日職員調査)	同	(不適切事項) 財産管理事務において、物品(157,796円)の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を得ていないなど、事務処理が不適切であった。
神奈川県立厚木高等学校 [既報告]	平成26年4月14日(平成26年2月28日職員調査)	同	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の使用承認に当たり、使用料の算定を誤って承認しているものがあった。これにより、使用料1件、38円が徴収不足であった。
神奈川県立厚木北高等学校	平成26年6月26日(平成26年5月8日職員調査)	同	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当3件、31,800円を支給していなかった。また、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、28,119円を支給して

			いなかった。
神奈川県立厚木清南高等学校	平成 26 年 7 月 4 日 (平成 26 年 5 月 8 日職員調査)	単位制による全日制の課程 普通科 単位制による定時制の課程 普通科 単位制による通信制の課程 普通科	(不適切事項) 契約事務において、夜間弁当供給業務委託(契約金額 49,000 円)の契約の締結に当たり、計算を誤った概算総価見積書により契約しているなど事務処理が不適切であった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成 26 年 7 月 15 日 (平成 26 年 5 月 19 日職員調査)	単位制による定時制の課程 普通科	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、納入通知書の発行が翌年度に遅れたため平成 26 年度の歳入として整理すべきところ、平成 25 年度の歳入としているものが 1 件、2,923 円あった。 2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が年度内に行われていないものが 1 件、122,500 円あった。 3 契約事務において、電話設備の賃貸借契約(契約金額 181,440 円)の締結に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。
神奈川県立寒川高等学校 [既報告]	平成 26 年 1 月 14 日 (平成 25 年 12 月 2 日職員調査)	全日制の課程 普通科	(不適切事項) 財産管理事務において、工作物(面積 114.18 m ²)の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていなかった。
神奈川県立二宮高等学校	平成 26 年 6 月 26 日 (平成 26 年 4 月 25 日職員調査)	同	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが 1 件、100 円あった。
神奈川県立相模原中等教育学校	平成 26 年 7 月 16 日 (平成 26 年 5 月	前期課程 後期課程 単位制による全日制の課	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日及び休日の振替に

	8日職員調査)	程 普通科	当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが2件あった。
神奈川県立平塚盲学校	平成26年7月25日(平成26年5月7日職員調査)	幼稚部、小学部、中学部、高等部本科(普通科及び保健医療科)及び高等部専攻科(理療科及び保健医療科)	(不適切事項) 収入事務において、目的外使用許可申請を行わずに共架柱を設置していた事業者に対する不当利得返還請求権に基づく過去の使用料相当額の徴収に当たり、時効の援用により消滅した債権を含めていたため、1件、19,635円を過大に徴収していた。
神奈川県立鶴見養護学校[既報告]	平成26年4月3日(平成26年2月5日職員調査)	小学部、中学部及び高等部本科(普通科)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、22,394円あった。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成26年7月29日(平成26年5月19日職員調査)	同	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、調定日を遡った結果、実際に調定手続を行った日よりも納付期限が前の日付となったため、神奈川県財務規則で定める納付期限の延長の要件に該当しないにもかかわらず、納付期限の延長を行っているものが2件、27,942円あった。
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	平成26年6月11日(平成26年3月27日職員調査)	高等部本科(普通科)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 ファクシミリ等の賃貸借契約2件(契約金額674,226円)の締結に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。 2 機械警備業務委託契約(契約金額674,100円)の入札に当たり、必要のない前金払ができる旨の条項を提示していた。これにより、前金払ができる旨の条項を設けた契約を締結していた。

		(要改善事項) 「プール及びスプリンクラー用に敷設された水道についての経済的な執行に関する件」(前記3(1)参照)
--	--	--

シ 人事委員会(1箇所、1件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
人事委員会事務局総務課	平成26年9月22日(平成26年8月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川チャレンジ早期枠試験に係る試験問題集の貸与等委託(契約金額2,635,500円)の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。これにより、契約締結日には既に業務が完了し履行確認が行われていた。

ス 公安委員会(4箇所、4件)

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部 会計課	平成26年8月7日(平成26年6月17日、同月23日、同年7月1日及び同月3日職員調査)	(出先機関監査の結果に基づく要改善事項) 「警察署等県警各所属に提示した例示契約書の条項の記載に関する件」[既報告](前記3(2)参照)
警務部 警務課	平成26年8月7日(平成26年6月20日及び同年7月3日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察官等募集ポスターの印刷業務の契約の締結に当たり、1回目の指名競争入札が不成立となった後、新たな指名競争入札を行なうべきところ、神奈川県財務規則運用通知で定める要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを行い随意契約(契約金額1,887,952円)により契約していた。
交通部 交通規制課	平成26年8月7日(平成26年6月18日から同月20日まで、同月23日及	(要改善事項) 「工事の執行に係る「かながわ方式」に基づく見積単価情報の公開に係る基準等の策定に関する件」(前記3(2)参照)

	び同月 30 日 職員調査)	
--	-------------------	--

出先機関

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢警察署〔既報告〕 所管区域：藤沢市の一部	平成 26 年 4 月 2 日（平成 26 年 3 月 3 日職員調査）	県民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たっている。	（不適切事項） 庶務事務において、通勤手当の認定に当たり、交通用具の使用距離を誤ったため、平成 23 年度から 1 箇月当たり 2,400 円（計 60,000 円）を過大に支給しているものがあつた。 〔特記前出〕

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（476 箇所）

ア 本庁機関

監査実施箇所名
〔政策局〕 知事室、総務室、総合政策課、科学技術・大学連携課、政策法務課、市町村課、広域連携課、地域政策課、情報企画課、情報システム課、情報公開課、基地対策課
〔ヘルスケア・ニューフロンティア推進局〕 ヘルスケア・ニューフロンティア推進局
〔総務局〕 人材課、行政改革課、労務課、職員厚生課、文書課、財政課、税制企画課、施設整備課、設備管理課
〔安全防災局〕 総務室、危機管理対策課、消防課
〔県民局〕 人権男女共同参画課、NPO 協働推進課、国際課、消費生活課、青少年課、私学振興課
〔環境農政局〕 総務室、環境計画課、大気水質課、廃棄物指導課、自然環境保全課、水源環境保全課、森林再生課、農政課、農業振興課、担い手支援課、農地保全課、畜産課
〔保健福祉局〕 医療課、医療保険課、県立病院課（病院事業会計）、がん対策課、地域福祉課、高齢社会課、障害福祉課、障害サービス課、生活援護課、環境衛生課、食品衛生課

〔産業労働局〕

総務室、産業振興課、中小企業支援課、産業立地課、国際ビジネス課、商業流通課、金融課、観光課、地域エネルギー課、スマートエネルギー課、労政福祉課、雇用対策課、産業人材課

〔県土整備局〕

総務室、建設業課、建設リサイクル課、用地課、都市計画課、技術管理課、環境共生都市課、交通企画課、都市整備課、都市公園課、道路企画課、道路管理課、道路整備課、流域海岸企画課、河川課、砂防海岸課、下水道課、住宅計画課、公共住宅課、建築指導課、建築安全課、営繕計画課

〔会計局〕

指導課、調達課

〔企業庁〕

総務室、財務課、会計課、財産管理課、情報管理課、経営課、水道施設課、浄水課、利水課、発電課

〔議会局〕

総務課、経理課、議事課、政策調査課

〔教育委員会〕

総務室、行政課、まなびや計画推進課、教職員企画課、教職員人事課、厚生課、高校教育企画課、保健体育課、子ども教育支援課、学校支援課、特別支援教育課、生涯学習課、文化遺産課

〔人事委員会〕

人事委員会事務局給与公平課

〔監査委員〕

監査事務局総務課、監査事務局監査課

〔労働委員会〕

労働委員会事務局審査調整課

〔選挙管理委員会〕

選挙管理委員会

〔収用委員会〕

収用委員会事務局

〔神奈川県漁業調整委員会〕

神奈川県漁業調整委員会事務局

〔内水面漁場管理委員会〕

内水面漁場管理委員会事務局

〔公安委員会（警察本部）〕

総務課、広報県民課、施設課、装備課、情報管理課、留置管理課、教養課、厚生課、監察官室、生活安全総務課、少年育成課、少年捜査課、生活経済課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、地域指導課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、組織犯罪対策本部暴力団対策課、組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、組織犯罪対策本部国際捜査課、機動捜査隊、科学捜査研究所、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、駐車対策課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部免許課、運転免許本部試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事課、警備課、危機管理対策課、第一機動隊、第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、警察学校

イ 出先機関

監査実施箇所名

〔政策局〕

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター、神奈川県県央地域県政総合センター

〔以下既報告〕

神奈川県統計センター

〔総務局〕

神奈川県給与事務センター

〔以下既報告〕

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県南県税事務所、神奈川県保土ヶ谷県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県麻生県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県鎌倉県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県大和県税事務所、神奈川県足柄上県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

〔安全防災局〕

神奈川県温泉地学研究所

〔以下既報告〕

神奈川県消防学校

〔県民局〕

神奈川県立女性相談所、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

〔以下既報告〕

神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所、神奈川県県北地域児童相談所、神奈川県立

おおいそ学園

〔環境農政局〕

神奈川県自然環境保全センター、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県立大野山乳牛育成牧場

〔以下既報告〕

神奈川県環境科学センター、神奈川県水産技術センター、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

〔保健福祉局〕

神奈川県衛生研究所、神奈川県平塚保健福祉事務所

〔以下既報告〕

神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県大和保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物保護センター

〔産業労働局〕

〔以下既報告〕

神奈川県産業技術センター、神奈川県産業技術センター工芸技術所、神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立産業技術短期大学校人材育成支援センター、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

〔県土整備局〕

神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター

〔以下既報告〕

神奈川県厚木土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県広域幹線道路事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

〔企業庁〕

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁水道水質センター

〔以下既報告〕

神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

〔教育委員会〕

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事

務所、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵総合高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園総合高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校

[以下既報告]

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局足柄上教育事務所、神奈川県教育委員会教育局足柄下教育事務所、神奈川県立近代美術館、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立川崎

工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模大野高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立大原高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立秦野養護学校

〔公安委員会（警察署）〕

神奈川県山手警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原北警察署

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

監査の結果に基づいて、県の組織及び運営の合理化に資するため、議会、知事等に提出する必要があると監査委員の合議により決定した意見は次のとおりである。

1 クレジットカードによる寄附金の受入れ手続について

県では、当面の財源不足対策と中長期的な展望の下に今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤を確立するため、平成 24 年 10 月に「神奈川県緊急財政対策」を策定し、その対策の一つとして、寄附金等歳入の増収を掲げ、インターネットを活用した広報やクレジットカード払いを可能とする利便性の向上等に取り組むとしている。

そして、インターネットを利用したクレジットカードによる寄附の受入れを平成 24 年 12 月から始めているところである。

しかしながら、寄附金の申込みに当たり、県ホームページに案内があるものの、申込者がクレジットカード払いに必要な情報を受け取るまでに 1 週間を要するものがあるなど、利便性が向上しているとは言い難い。

したがって、クレジットカードによる寄附金の受入れ手続について、先進都道府県の事例などを参考に、クレジットカード払い導入効果のより一層の向上を図ることを望むものである。

(総務局財政課)

2 マグカル事業の取組について

県では、多様な文化芸術の振興を図るため、平成 20 年 7 月、「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、同条例第 4 条に基づき、21 年 3 月に「かながわ文化芸術振興計画」を策定しており、同計画において、文化資源を活用した地域の活性化を図るため、文化資源に関する情報の収集や発信などに取り組むことを掲げている。

平成 24 年度からは、神奈川の文化そのものがマグネットとなって、人を引き付け、街に魅力と賑わいをもたらす、マグネット・カルチャー（マグカル）事業を展開しており、県内の文化芸術に関する公演やイベントなどの情報を一元的に提供するポータルサイト「マグカル・ドットネット」を開設（25 年度は負担金として 1,481 万余円を支出）し、25 年度は掲載施設数を倍増するなど内容の充実を図った。

しかしながら、アクセス件数は 1 月当たり 16,731 件で、教養・文化施設単体のホームページアクセス件数（神奈川県立歴史博物館では 1 月当たり 57,489 件）に比べ、利用件数が少なく、これはポータルサイトとして十分に認知されていないことが懸念される。

したがって、マグカル事業の取組について、ポータルサイトの内容を更に充実させて認知度を向上させるとともに、地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用も視野に入れて事業のすそ野を広げていくことを望むものである。

(県民局文化課)

3 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修事業について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 24 年度から、一定の条件下で、介護福祉士及び所定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等が実施可能となった。

県では、施設入所者や介護サービス利用者の喀痰吸引等ができる福祉人材をより積極的に育成するため、高齢施設課、介護保険課及び障害福祉課の 3 課において、各課が所管する分野の特性に合わせ、民間機関に委託してそれぞれ研修を実施しているが、各課の研修実績を見ると、参加者数が定員に達している研修もあれば、定員の 2 割に満たない研修もある。

しかしながら、これらの研修は、国が定める喀痰吸引等研修実施要綱等に基づいて実施されることになっており、不特定多数の者を対象に喀痰吸引等ができる第一号、第二号研修コースと特定の者を対象に喀痰吸引等ができる第三号研修コースに分かれているものの、コース毎の研修カリキュラムは、対象者（高齢者、障害者等）にかかわらず同じであり、これを定員超過や定員割れを起こしてまでも分割して実施することが効率的であるとは言い難い。

したがって、喀痰吸引等研修事業について、同じカリキュラムの研修を統合して実施するなど、より効率的な実施を望むものである。

（保健福祉局高齢施設課、介護保険課、障害福祉課）

4 県信用保証協会への代位弁済補助について

中小企業者が、金融機関から円滑に事業資金を借りることができるよう、国の信用補完制度があり、この制度に基づき、県信用保証協会（以下「協会」という。）は、金融機関からの融資を希望する中小企業者に対し円滑な資金供給が図られるよう、公的な保証機関となっている。協会は、中小企業者の返済が不能となった場合、金融機関に代位弁済をしており、平成 25 年度は 19 億 1,373 万余円を支払っている。

県では、代位弁済により生ずる協会の損失の一部を補うため、代位弁済補助を行っており、この補助対象額は、代位弁済額から「協会が日本政策金融公庫から受け取る保険金」及び「保険金請求前に協会が回収した金額」などを控除した額としている。

しかしながら、協会が、日本政策金融公庫への保険金請求後、求償権に基づき、返済不能となった当該中小企業者から代位弁済額を回収できた場合、その一部は、法に基づき日本政策金融公庫へ納付することになっているが、協会に対する県補助金については、回収額は考慮されていない。

したがって、協会への代位弁済補助について、今後は、保険金請求後に回収した金額を県に報告するよう協会に求めるなど、協会の自助努力を損なわない範囲内で、保険金請求後の回収を考慮した補助金制度の検討を望むものである。

（産業労働局金融課）

5 定時制高等学校における生徒の基礎学力について

定時制高等学校は、昼間に勤務する生徒のための夜間教育の場であったが、現在は、正規に就業している生徒は数%しかおらず、多様な生徒が在籍しており、県では、多様化する生徒のニーズに応えるため、昼間の時間帯に半日単位の授業を受ける多部制定時制高等学校を新設するなどの取組を進めている。

しかしながら、一方では、不登校生徒の数は平成 21 年度以降年々増加しており、統計がある 24 年度について見ると、その割合は、全国平均の 17.2%（平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について（平成 25 年 12 月文部科学省）による。）に対し、26.5%と上回っている。不登校生徒の数は翌年度には減少しているが、平成 25 年度に実施された教育に関する意識調査の結果を踏まえると、不登校になる要因の一つとして、小中学校の段階からの学習のつまずきにより高等学校の授業についていけないことが考えられ、このような学習のつまずきについて、県では、全日制の一部の高等学校において、生徒の基礎学力の向上などを目的とした「クリエイティブスクール」の取組を行っており、一定の成果を収めているところである。

したがって、定時制高等学校における生徒の基礎学力について、その向上を図る取組を、全日制のみならず定時制でも実施することを望むものである。

（教育局高校教育企画課）